

令和3年 第11回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月25日 午後3時15分から午後5時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第1会議室B

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会長	7番	船	川	由	孝
会長代理	14番	鈴	木		栄
	1番	矢	島	清	春
	2番	大	澤	年	一
	3番	奥	貫		進
	4番	江	森	正	之
	5番	野	村	美	左緒
	6番	倉	持	昭	夫
	8番	田	中	吉	雄
	9番	熊	谷	隆	夫
	10番	山	中		栄
	11番	増	田	隆	司
	12番	増	田	福	重
	13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡	政	美
	関	俊	男
	梅	友	行
	石		功
	小	昭	三
	小		肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6 その他

- ・雑草対応依頼の報告について
- ・事務連絡

7 事務局

事務局長 田中孝徳 主査 堀野真一 主任 新井貴美子

開会 午後3時15分

◆局長

皆様、こんにちは。令和3年第11回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたしましたことをご報告いたします。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくをお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第8回、8月10日、第9回、8月24日の2回分の議事録を確認いたします。

まず、第8回の議事録についてご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第8回の議事録確認を終了いたします。

続いて、第9回の議事録についてご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第9回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8番 田中吉雄委員、9番 熊谷隆夫委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案の説明の前に、事前に送付いたしました議案一覧の3番上吉羽の案件ですが、取下げの申出がありました。よって3条の案件は3件となります。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に移ります。

住宅地図の①をご覧ください。

番号1、土地の所在 戸島上戸前沼田〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積3,034㎡、譲受人 戸島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 14,140㎡、家族数 5人 耕作者数 2人、所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月15日、譲受人の〇〇〇〇さんに、聞き取り調査及び現地確認をいたしました。

この土地は〇〇さんが、譲渡人の〇〇さんより7年くらい前から借りて耕作していた土地です。譲渡人の〇〇さんは、農業を行っていた父親ができなくなりまして、また将来も含めて農業を行うのが難しいということで、所有農地も宅地等に開発されてきましたので、今回〇〇さんから購入してほしいと〇〇さんに要望して、譲渡に至ったとのことです。

〇〇さんは、認定農業者になっておりまして、稲作研究会にも入っております。自作地1町3反、借入地9反のほか、刈入れ等の作業受託も行っております。年齢的にも53歳と若く、今後の営農拡大を図れる担い手の一人だと思います。

今回の案件は問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、2番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の②をご覧ください。

番号2、土地の所在 中川崎屋敷前〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 694㎡、譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 土地の交換、譲渡理由 土地の交換、譲受人の耕作面積 5,110㎡、家族数 2人 耕作者数 2人、所有権移転となります。

この案件につきましては、先月事務局で調査した案件と関連がございますので、事務局で説明させていただきます。

この案件は、〇〇氏所有の土地を〇〇氏が耕作しており、また、〇〇氏所有の土地を〇〇氏が耕作していることから交換するものです。前回、〇〇氏の農地を〇〇氏が譲り受けました。今回は〇〇氏の農地を〇〇氏が譲り受けるものです。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について、質問等がございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の③をご覧ください。

番号3、土地の所在 中野〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 4,962㎡、譲受人 杉戸町大字〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久喜市大字〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 483,459㎡、家族数 5人 耕作者数 4人、所有権移転となります。

譲受人の〇〇氏は、杉戸町でも営農しているため、杉戸町に経営状況を確認しております。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月19日に地元の〇〇委員に同行いただき、〇〇さんのところへ伺い、現地を確

認してきました。それから、譲渡人のほうは代理人のところに私が行きました。

譲受人の〇〇さんは、杉戸町で大規模に営農している方です。申請書では48haとなっていますが、作業受託とかを含めて、どのくらいあるのですかと尋ねたところ、200haくらいあると話をしていました。

譲渡人の〇〇さんは、体調を崩されていて来年以降農作業が難しいということです。また、お子さんも農業を行う予定はないということで、JAに相談したところ、JAが〇〇さんとの間を仲介して値段が折り合ったので譲り渡すことにしたとのことでした。

それから、〇〇さんの譲受けの目的ですけれども、この農地は〇〇さんが購入する前の所有者のときから〇〇さんが作っていた土地で、所有者が〇〇さんになってからも、そのまま〇〇さんが作り続けていたそうです。また孫が農業を継ぐと言ってくれたこともあって、事業拡大として購入することにしたそうです。

◆会長

3番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認するというところでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。

住宅地図④のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 千塚野中〇〇外1筆、登記地目 田 現況地目 畑、合計面積454㎡、申請人 千塚〇〇 〇〇〇〇、転用目的 駐車場、施設の概要 貸駐車場454㎡。農地区分は10ha未満の広がりの農地ということで、第2種となります。

こちらの申請は、第2種農地で、貸駐車場としての転用となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

〇〇さんはガソリンスタンドを営んでいる方で、スタンド内に配送用のトラック等を置いていましたが手狭で、また近隣の方からも駐車場の要望があり、今回の申請になりました。

◆会長

4番の案件について、質問等がございますか。

◆委員

配置図で、一部がドラム缶置場10本とありますが、これは貸駐車場としての目的にそぐわないものかと思いますが、問題はないのですか。

◆事務局

相談の段階で、一部だけなら問題ないと、判断いたしました。

◆委員

ドラム缶置場ということであっても、やむを得ないということですか。

◆会長

配送用の空きドラム缶ですよ。

◆委員

分かりました。中身が入っていると消防法にひっかかるので、簡易貯蔵所を造らないとだめですから。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、5番に移ります。この案件が〇〇番〇〇委員に関係するものとなりますので、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。(〇〇番〇〇委員退席)

それでは、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の⑤をご覧ください。

番号5、土地の所在 幸手前〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 1,404.87㎡、申請人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、転用目的 長屋住宅 施設の概要 長屋住宅2棟 378.92㎡ 道路後退用地、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種となります。

申請地は、第2種農地で、長屋住宅2棟を建築するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、長屋住宅の建築が可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。当該案件については、市の開発審査会において審議済みで、現在開発に関わる協議が進められておまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月14日に現地を確認し、16日に〇〇さんに話を伺いました。ご本人様は91歳になられ、息子の〇〇さんが耕作しているとのこと。所有地のほとんどが自宅近くで、申請地だけが少し離れている場所ということです。転用理由としては、現状の農業ではとても収益を上げることが困難であり、所有地の中で市街化区域に隣接している土地で、交通の便、環境等を考慮して、今回の申請地に長屋住宅を建築する計画を立てたということです。

計画を進めるに当たり、市街化調整区域ですけれども、事務局から説明があった都市計画法第34条第11号の区域に指定されており、給水、排水等に支障なく、道路の反対側の地権者様に道路後退の了承をいただき、今回の申請に至ったということです。

本申請地は、交通の便もよく、日常生活で買物する店も近くにあり、また、世帯数の割に敷地面積も広めですので、静かで余裕のある住環境を提供でき、長屋住宅を建築すれば入居する人が見込まれると思います。今回の計画により安定した収入を得ることができると思いますということです。審議のほどをお願いします。

◆会長

5番の案件について質問等はございますか。

◆委員

こちらは、12世帯入るとのことですか。

◆局長

1階と2階で、12世帯ですね。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

5番の案件について承認するという事によろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

ここで〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。(〇〇番〇〇委員復席)

続いて、6番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の⑥をご覧ください。

番号 6、幸手安面〇〇、登記地目 田 現況地目 畑、面積 990 m²、申請人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、転用目的 長屋住宅、施設の概要 長屋住宅 1 棟 218.88m²、農地区分は10h a 未満の広がり農地ということで、第2種となります。

申請地は、第2種農地で、長屋住宅 1 棟を建築するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、長屋住宅の建築が可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在開発に関わる協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月16日に、初めての調査ということで、〇〇会長代理、そしてお住まいが近所の〇〇委員に同行いただき、申請者の〇〇さんへの自宅訪問と現地確認をしました。

〇〇さんの話によりますと、この土地は長い間雑草の除草等を行い、維持管理してきましたが、有効活用を考え、賃貸アパートがより有効ということで、建設することになったとのことでした。

既に南側に4世帯のアパートを所有し、賃貸をしております。今回は6世帯のアパートを建設する予定ということです。

都市計画法第34条第11号の基準を満たし、長屋住宅の建築が可能ということなので、この案件については特に問題ないものと思います。

よろしく審議をお願いいたします。

◆会長

6番の案件について質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、6番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

初めに、7番の案件について審議いたしますが、この案件は〇〇番〇〇委員に係るものとなりますので、〇〇委員には一時退席をしていただきたいと思います。(〇〇番〇〇委員退席)

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

住宅地図の⑦をご覧ください。

番号7、上高野菩薩前〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積 403㎡、譲受人東京都港区〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 駐車場、施設の概要 貸駐車場 403㎡、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種となります。

賃貸借権設定となります。

申請地は、第2種農地で、貸駐車場に転用するものです。

借主は、(株) 〇〇となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月20日に地元の〇〇委員と一緒に現地確認と、〇〇さんへの聞き取り調査を行いました。

申請地は、以前、一部はキュウリの集荷場、また選別所として利用していた場所で、現在は更地の状態です。近年、国道4号線沿いのこの地域は店舗や住宅建設が進み、農地を転用して住居や賃貸物件の建築が多くなってきています。また、米価の下落や野菜価格の不安定化などにより、農業従事者の減少、高齢化により農業経営が困難となってきました。今回(株)〇〇側のほうから駐車場用地として貸してほしいとの申出がありまして、それに応えるものです。

なお、既存の店舗と駐車場用地も〇〇さんの保有のものです。残りの農地面積は畑が約1反5畝程度あり、保有する農業機械は管理機だけです。

同居家族は、母親だけで二人暮らしです。また、2人弟さんがいるとのことですが、どちらも、農業を引き継ぐ予定はないとのこと。

なお、駐車場を整備する場合には、一つ目として、駐車場内には浸透性の舗装をすること、2つ目に、道路に面する場所には側溝を設け、雨水がたまらないように配慮すること、3つ目として、道路の幅員は4mを確保していただきたいということを申しました。皆様の審議をお願いいたします。

◆会長

7番の案件について質問等はございますか。

◆委員

この地図だけ見ると、2番から8番の駐車スペースが大きい気がしますが、大型トラ

ックか何か入るのですか。

◆事務局

図面なので大きく見えますが、申請書では社員、アルバイト、パートの従業員用の駐車場ということです。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

7番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、7番の案件は承認されました。

ここで〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。(〇〇番〇〇委員復席)

続いて、8番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の④のNo.8をご覧ください。

番号8、土地の所在 円藤内砂田〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積761.4㎡、譲受人 行田市〇〇 (株)〇〇(代)〇〇〇〇、譲渡人 円藤内〇〇 〇〇〇〇外1名、転用目的 特定建築条件付売買予定地、施設の概要 特定建築条件付売買予定地2区画 道路後退用地、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、特定建築条件付売買予定地2区画となります。

まず、特定建築条件付売買予定地に関わる農地転用許可の取扱いについて説明させていただきます。

農地転用許可制度では、土地の造成のみを目的とする農地転用については原則として認められていませんが、転用事業者が宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間におおむね3か月以内に建築請負契約を締結する場合は宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取扱い、転用が認められるものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、特定建築条件付売買予定地とすることが可能ということで許可が見込まれるものとのことでした。当該案件については、市の開発審査会において審査済みで、現在開発に関わる協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

10月16日に譲渡人の〇〇〇〇さんに話を聞きました。住宅地図を見ていただくと申請地の北側が2つ田になっていますが、現在は譲渡先の(株)〇〇が、分譲住宅を建て販売しております。〇〇さんは農業をやっておらず、休耕地になっておりましたので、私としてはここは開発したほうが有効利用できるかと思っています。

譲受人の(株)〇〇は先ほど説明いたしました、北側を建売住宅として8棟を分譲していますし、問題はないと思います。

よろしく審議のほどお願いいたします。

◆会長

8番の案件について質問等はございますか。

◆委員

もう一度、特定建築条件付売買予定地について説明していただきたいのですが。

◆会長

事務局、説明をお願いします。

◆局長

通常は業者が建築分譲するものですが、特定建築条件付売買予定地は、業者が宅地造成した後に土地を買った人が建築請負契約を結んで、家を建てることとなります。

土地だけの造成では、通常は農地転用の許可はされません。ただし、土地を造成した業者と、次に家を建てる方が、3か月以内に請負契約を結んで家を建てる場合は、農地転用の許可が出ます。

それができない場合は建売住宅になります。この場合でいうと、(株)〇〇が家を建て、建売住宅として売り出すこととなります。

◆委員

3か月というのは、いつから3か月ですか。

◆事務局

土地の購入者との契約後になります。

3か月の間に請負契約を締結できなかった場合は、(株)〇〇が自ら建てることとなります。

◆会長

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

8番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号をご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 241㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号2、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 546㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号3、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 715㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号4、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 550㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号5、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 下宇和田○○、地目 田、面積 407㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号6、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○外3名、土地の所在 惣新田○○、地目 田、面積 1,232㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号7、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田

〇〇〇〇外3名、土地の所在 惣新田〇〇、地目 田、面積 1,144㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり15,000円、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号8、利用権設定を受ける者 千塚 〇〇〇〇、利用権設定をする者 高須賀 〇〇〇〇、土地の所在 高須賀〇〇、地目 田、面積 1,053㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号9、利用権設定を受ける者 千塚 〇〇〇〇、利用権設定をする者 高須賀 〇〇〇〇、土地の所在 高須賀〇〇、地目 田、面積 1,383㎡、新規更新の別更新、契約期間 5年、賃借料 10a 当たり30kg、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号10、利用権設定を受ける者 行田市 公益社団法人埼玉県農林公社、利用権設定をする者 北二丁目 〇〇〇〇、土地の所在 幸手〇〇、地目 田、面積 1,428㎡、新規更新の別 新規、契約期間 10年、賃借料 10a 当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

まず始めに1から7番の案件は吉田地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

初めてなのですみません。全て更新なので問題はないと思います。

◆会長

これは継続なので、問題ないということですね。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

続いて、8番、9番の案件は行幸地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

8番、9番については、貸付人の〇〇さんは親子で同一世帯になります。貸付人の〇〇さんと借受人の〇〇さんの家を訪問しまして内容を確認させていただきました。

〇〇さんですが、土地は貸付している農地しかなく、今は耕作もしていません。農機具も所有しておらず、また年齢的にも耕作するのは、今後難しいと言っていて、今回、利用権の期間が満了するにあたり借受人の〇〇さんより更新の申出があり、お願いしたということです。

借受人の〇〇さんについては、以前から利用権設定により申請地を借りており、期間

が満了するので、今回更新申請したものです。

ついでに、〇〇さんの今後の状況を確認したのですが、現在は25町くらいの農地を耕作しております。苗床の場所が限界で、その他にも草刈り等を請負っていることから、新規の耕作を受けるのが今後は困難になるということで、当面は現状を維持していきたいということでした。ですから、〇〇さんに今後新規を受けてもらうのは、ちょっと難しいのかなと思いました。そういう中ですが、この案件については特に問題ないと考えます。

◆会長

最後に、10番の案件は幸手地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

調査した結果の意見を述べさせていただきます。

今回の案件は、新規の申請であります。貸出人の〇〇さん本人から話を伺いました。〇〇さんは農機具は所有しておらず、30年以上前から耕作をお願いしてきたそうです。4年前からは現在お願いしている〇〇さんが稲作を行っているとのこと。今までの相対での貸し借りではなく、正式な手続で貸すことにしたとのこと。また、借手は埼玉県農林公社です。

以上のことから、今回の案件については問題ないと考えております。

◆会長

ありがとうございました。

推進委員の皆様にも農用地利用推進計画についてのご説明をしていただきましたが、このことについて質問等はございますか。

◆委員

吉田地区の貸借料が高いのかなと思いますが、お互いに納得しての更新でしょうから、やむを得ないとは思いますが、担い手を保護していかなくてはならない中で、ある程度耕作者に負担がかからないような形に、ならないかなと考えるのですが、更新の通知時に、何か文言をつけて通知するなど、少し工夫をしたほうがいいのかと思いました。私的な意見ですけれども。

◆会長

吉田地区の貸借料が高いという意見でしたが、ほかにはございますか。

(なしの声あり)

農用地利用推進計画について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号は承認されました。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第5号をご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について。一部内容を省略させていただきます。

番号1、権利の設定を受ける者 上吉羽 ○○○○、土地の所在 幸手○○、地目 田、面積 1,428㎡、権利の種類 賃貸借権設定、契約期間 10年、作物 水稻、賃借料は備考欄に記載しています。10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ概算金30kg相当額。

補足させていただきますと、○○○○氏から埼玉県農林公社が借り受け、埼玉県農林公社が○○○○氏に貸し出すものです。

◆会長

こちらの農用地利用配分計画について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用配分計画案については意見なしということによろしいですね。

(はいの声あり)

それでは、議案第5号については終了いたします。

続いて、議案第6号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第6号をご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

席上に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)を配付させていただいております。

先月の総会におきまして、指針(案)について審議いただき、一部修正した形で出席委員の承認をいただきました。修正があったことから、出席されていない委員及び推進委員の皆様へ修正後の指針(案)をお送りして修正内容を確認いただき、本日、承認をいただきたいという運びになり、修正した指針(案)の承認を求めるものです。

◆会長

ただいま事務局から説明がありました。

事前に確認していただき、本日承認するということですが、改めてこの内容でよろし

いですか。

◆委員

今日承認するのは致し方ないですが、企業の参入のところで、積極的に企業の参入推進を図るといふこの文言ですが、こういう基本方針とか指針で積極的にと言った場合には、通常すぐに具体的に取り組むなり、そういうことを前提にしないと積極的にという言葉は使えないと思っています。重い言葉なのです。

また人・農地プランの作成の見直し、中間管理機構等との連携については、幸手市とともに取り組む、マッチングを行う、農地の利用調整と利用権設定については、農地の有効利用に努めるとか書いてありますが、こちらに積極的にいう言葉は入れてなくて、バランスが悪いように思います。

今日決めるのは仕方ないですが、私自身は積極的にいう言葉は適切ではないと思っています。

以上です。

◆会長

わかりました。ほかにございますか。

◆委員

やむを得ないと思いますけれども、承認に賛成です。

◆会長

それでは、2名ほどやむを得ないということですが、承認するというところで、この議案第6号指針については内容どおりでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第6号指針については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、報告をお願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用4条の届出1件報告する。

◆会長

続いて、報告第2号、事務局、報告をお願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出1件報告する。

◆会長

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5のその他に移ります。

初めに、雑草対応依頼の報告について、事務局から報告をいたします。

◆事務局

事務局、雑草対応依頼の報告を行う。

◆局長

次に事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後5時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年12月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 田 中 吉 雄

署名委員 熊 谷 隆 夫